



平成29年度 加東市地籍調査事業 長井地区地籍調査業務委託

実施設計書

委託番号 加ま地第 75 号

委託場所 加東市 長井 地内

委託内容 地籍調査





# 地籍調査事業費算定簿 (D) 「調査地区集計表」

地籍調査事業一般 (外注)

実施機関名	県コード	市町村コード	計画区コード
加東市	28	228	

No	コード	計画区の名 称	調査面積 (Km <sup>2</sup> )	換算面積 (Km <sup>2</sup> )	地 籍 調 査 費						後続調査	特 記 事 項
					委託工程	直営工程	地籍集成図	当該年度 数値情報化	過 年 度 数値情報化	現場技術 業 務 費		
①	20162822801	長井地区Ⅰ	0.15	0.03								
②	20172822802	長井地区Ⅱ	0.06	0.01								※D工程省略
③												
④												
⑤												
⑥												
⑦												
⑧												
⑨												
⑩												
⑪												
⑫												
各計画区 の 合計	打ち合せ経費 (人件費のみ)											
	★ 旅費・交通費 使用料及び賃借料 (消費税抜き)											
	直営工程 (①～⑤) 計											(①賃金②報償費③安全費④備品費⑤その他の積上げ経費)
<b>各地区の総合計</b>			0.21	0.04								
「諸経费率」：小数第3位 (小数点第4位四捨五入)										事業費の負担区分		
直接経費 (税抜) ※千円未満切り捨て												
「消費税+地方消費税」：小数第3位					0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	左の計 円		
直接経費 (消費税相当額)												
「附帯経费率」：小数第3位										国 5 円 10 都道 2.5 円 府県 10 市町 2.5 円 村等 10		
附帯経費 (税抜) ※千円未満切り捨て												
「消費税+地方消費税」：小数第3位					0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	事業量		
附帯経費 (消費税相当額)												
直接経費 (成果検定費含む) + 附帯経費										地籍調査 Km <sup>2</sup> 0.04 地籍集成図 Km <sup>2</sup> 当該年度数値情報化 Km <sup>2</sup> 過年度数値情報化 Km <sup>2</sup>		
地籍調査費 (委託+直営)												

地籍調査事業費算定簿 (A-1) 「地上法」 一般 (外注)

												事業の種類			県名	市町村名
												地籍調査事業一般 (外注)			兵庫県	加東市
計画区コード	計画区名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) <sup>2</sup> /面積	
							甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形	不整形		
20162822801	長井地区 I	0.15 Km <sup>2</sup>	調査前 (E, H)	346	m <sup>2</sup>	精 度	○	○	○	○	○	○	○	○	25.6 倍	
		計画区着手 年 度	調査後 (F, G)	346	m <sup>2</sup>	傾斜条件	○	○	○	○	○	○	○	○	計画区から距離	
		平成 28 年度		346	m <sup>2</sup>	視通条件	○	○	○	○	○	○	○	○	10 Km	

工程略称	傾斜度 α	視 通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε		谷地田 γ	連 乗 計 変化率	基準金額(円) (A)+(B) (1Km <sup>2</sup> 当り)	工程実施 面積 (Km <sup>2</sup> )	直接経費 (切捨・円単位)		換算面積 率	換算面積 四捨五入 小数 2 位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
											委託工程	直営工程			
C													0.05		
D													0.16		
F I										0.15			0.20	0.03	成果検定費
F I ・ F II-1①													0.20		
F I ・ F II-1②													0.20		
F I ・ F II-1③													0.20		
F I ・ F II-1④													0.20		
F II-1													0.27		
F II-2	本体												0.03		
G													0.11		
E	E												0.09		
	E 1												0.02		
	E 2												0.07		
	杭代														
H	H												0.09		
	H 1												0.03		
	H 3												0.03		
	H 2												0.03		
	複図費 (旧)									(枚)					
	複図費 (新)									(枚)					
( 計 画 区 合 計 )								調査区面積	0.15 Km <sup>2</sup>		円	円	(Km <sup>2</sup> ) 0 換算面積	0.03	成果検定費



地籍調査事業費算定簿 (A-1) 「地上法」 一般 (外注)

												事業の種類			県名	市町村名
												地籍調査事業一般 (外注)			兵庫県	加東市
計画区コード	計画区名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状		(周長) <sup>2</sup> /面積 15 倍	
							甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形	不整形		
20172822802	長井地区 II	0.06 Km <sup>2</sup>	調査前 (E, H)	筆 163	m <sup>2</sup> 368	精 度	○	○	○	○	○	○	○	○	IV	
		計画区着手 年 度	調査後 (F, G)	筆 163	m <sup>2</sup> 368	傾斜条件	平 坦	緩 傾	中 傾	急 1	急 2	急 峻	○	○	計画区から距離	
		平成 29 年度				視通条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	大 II	10 Km	
															II	

工程略称	傾斜度 α	視 通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε		谷地田 γ	連 乗 計 変化率	基準金額(円) (A)+(B) (1Km <sup>2</sup> 当り)	工程実施 面 積 (Km <sup>2</sup> )	直接経費 (切捨・円単位)		換算面積 率	換算面積 四捨五入 小数 2 位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
											委託工程	直営工程			
C													0.05		
D													0.16		
F I									0.06				0.20	0.01	成果検定費 <b>D工程省略</b>
F I ・ F II-1①													0.20		
F I ・ F II-1②													0.20		
F I ・ F II-1③													0.20		
F I ・ F II-1④													0.20		
F II-1													0.27		
F II-2	本体												0.03		
G													0.11		
E	E												0.09		
	E 1												0.02		
	E 2												0.07		
	杭代														
H	H												0.09		
	H 1												0.03		
	H 3												0.03		
	H 2												0.03		
	複図費 (旧)								(枚)						
	複図費 (新)								(枚)						
( 計 画 区 合 計 )									調査区面積	0.06 Km <sup>2</sup>	円	円	(Km <sup>2</sup> ) 0 換算面積	0.01	成果検定費









平成29年度 加東市地籍調査事業

長井地区地籍調査業務委託仕様書

(長井地区Ⅰ FⅠ工程)

加 東 市

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、加東市（以下「甲」という。）が実施する地籍調査業務（以下「業務」という。）に適用し、工程は次のとおりとする。

(1) 細部図根測量（F I 工程）

(作業区域)

第2条 業務を行う区域は、別添「平成29年度地籍調査区域図（長井地区 I）」のとおりとする。

(工期)

第3条 業務の履行期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月30日までとする。

(縮尺及び精度)

第4条 測量の縮尺及び精度は、委託設計書に記載のとおりとする。

(準拠法令等)

第5条 本業務は、次の法令等に基づいて実施すること。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (4) 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (6) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (7) 地籍調査成果電子納品要領（平成17年国土国第12号）
- (8) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成23年国土国第267号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (9) 地籍調査関係諸通達等
- (10) 加東市個人情報保護条例（平成18年条例第17号）
- (11) 不動産登記法等関連法規

2 前項の法令等に改正があったときは、改正後の法令等に基づくものとする。

(測地系)

第6条 測量は世界測地系で行うこと。

(費用等)

第7条 本業務に使用する消耗品、器具損料、材料費及び修正に係る測量費はすべて受託者（以下「乙」という。）の負担とする。

(作業計画)

第8条 乙は、本業務に着手するまでに次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 主任技術者届、現場代理人届及び作業従事者届
- (4) 工程表

2 前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(主任技術者等)

第9条 乙が選任する主任技術者は、本業務に精通した経験豊かな者とする。

- 2 主任技術者は、本仕様書に定められた業務を遂行するものとする。
- 3 現場代理人は、主任技術者を補佐するものとする。

(実績登録)

第10条 乙は、業務実績データをコリンズ・テクリスセンターに登録するものとする。

(使用機械器具)

第11条 本作業に使用する機械器具は、測量精度を十分保持し得るものとし、着手前に使用機械器具名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

(土地等の立ち入り)

第12条 甲は、乙に国土調査法に規定する土地立入証を交付するものとする。  
なお、乙は、業務完了後、土地立入証を甲に返却すること。

- 2 乙は、測量を行うにあたり、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に入る場合は、あらかじめその土地の所有者又は管理者に通知しなければならない。ただし、所有者又は管理者にあらかじめ通知することが困難な場合は、これらの者に迷惑を及ぼすことがないように十分に注意して立ち入るものとする。
- 3 乙は、植物、垣、柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者又は管理者の承認を得て行うものとする。このときに生じる費用、損失は乙が負担するものとする。
- 4 土地の立ち入り、使用に際して紛争が生じた場合は、甲に速やかに報告するものとする。

(標識の設置)

第13条 細部図根点の設置に際しては、次のとおり行うものとする。

- (1) 細部図根点は、金属標とし、標には「細部図根点・加東市」の文字を入れること。

- (2) 使用する標識については、事前に使用材料承認願を甲係員に提出し、承認を得ること。
- (3) 標識は、堅固で保存が確実である場所に設置することとし、必要があるときは、標識保護の措置を講ずること。
- (4) 標識の設置に際しては、所有者又は管理者に同意を得た上で設置すること。
- (5) 細部図根測量の観測は、トータルステーション法により行うこと。

(作業分担)

第14条 前各条に掲げる業務は、すべて乙の責任において行うものとする。  
ただし、乙は必要に応じて甲と協議のうえ、甲に応援を求めることができる。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(工程管理及び検査)

第16条 本作業における工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程により乙が実施するものとする。

- 2 乙は、甲と協議を行った結果を打ち合わせ記録簿に記録し、その都度提出するものとする。
- 3 乙は、毎月の業務の進捗状況を翌月5日までに報告すること。
- 4 乙は、甲から資料の提出を求められた場合は、期日までに提出しなければならない。

(貸与品)

第17条 甲は、本業務に必要と認められる資料を乙に貸与する。

- 2 乙は、前項に掲げる資料を作業完了後、遅滞なく甲に返却しなければならない。
- 3 第1項に掲げる資料について、乙は忘失・汚損・破損のないよう取り扱いには万全の注意を払わなければならない。
- 4 第1項に掲げる資料について、乙が忘失・汚損・破損等をした場合は、乙が一切の責任を負うものとする。

(諸事故の処理)

第18条 本業務中事故が発生したときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲に報告するものとする。

- 2 本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、すべて乙の責任により解決するものとする。

(成果品)

第19条 成果品は、地籍調査成果電子納品要領に基づきCD-Rによる電子納品とする。ただし、電子納品をしていても簿冊等にまとめる成果は次のとおりとする。

(1) 地籍測量総括表

(2) 細部図根測量

精度管理表、成果簿、選点図、網図、配置図

(3) 工程管理記録表及び検査成績表

(4) その他

ア 作業実施計画書

イ 使用機械器具検定証明書

ウ 使用材料承認願

エ 実施工程表

オ 打合せ簿

2 精度管理表については、記入者及び点検者の押印をすること。

3 測量成果には基準点、筆界点等のS I M Aデータを含む。

(検査)

第20条 乙は、作業完了後、速やかに前条に定める成果品を提出して、甲の検査を受けるものとする。

(成果品の瑕疵)

第21条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い、必要な処理を乙の負担において行うものとする。

(業務の完了)

第22条 本業務の完了は、第19条に定める成果品を提出し、検査に合格したときをもって完了とする。

(成果品の帰属)

第23条 本業務において、作成又は使用した成果品等は、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用してはならない。

(質疑)

第24条 乙が本業務の実施にあたり、準拠法令、本仕様書等に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

平成29年度 加東市地籍調査事業

長井地区地籍調査業務委託仕様書

(長井地区Ⅱ F I 工程)  
※D工程省略

加 東 市



(適用範囲)

第1条 本仕様書は、加東市（以下「甲」という。）が実施する地籍調査業務（以下「業務」という。）に適用し、工程は次のとおりとする。

(1) 細部図根測量（F I 工程）（D 工程省略）

(作業区域)

第2条 業務を行う区域は、別添「平成29年度地籍調査区域図（長井地区Ⅱ）」のとおりとする。

(工期)

第3条 業務の履行期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月30日までとする。

(縮尺及び精度)

第4条 測量の縮尺及び精度は、委託設計書に記載のとおりとする。

(準拠法令等)

第5条 本業務は、次の法令等に基づいて実施すること。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (4) 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地水資源局長通知）
- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (6) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (7) 地籍調査成果電子納品要領（平成17年国土国第12号）
- (8) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成23年国土国第267号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (9) 地籍調査関係諸通達等
- (10) 加東市個人情報保護条例（平成18年条例第17号）
- (11) 不動産登記法等関連法規

2 前項の法令等に改正があったときは、改正後の法令等に基づくものとする。

(測地系)

第6条 測量は世界測地系に基づき行うこと。

(費用等)

第7条 本業務に使用する消耗品、器具損料、材料費及び修正に係る測量費はすべて受託者（以下「乙」という。）の負担とする。

(作業計画)

第8条 乙は、本業務に着手するまでに次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 主任技術者届、現場代理人届及び作業従事者届
- (4) 工程表

2 前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(主任技術者等)

第9条 乙が選任する主任技術者は、本業務に精通した経験豊かな者とする。

- 2 主任技術者は、本仕様書に定められた業務を遂行するものとする。
- 3 現場代理人は、主任技術者を補佐するものとする。

(実績登録)

第10条 乙は、業務実績データをコリンズ・テクリスセンターに登録するものとする。

(使用機械器具)

第11条 本作業に使用する機械器具は、測量精度を十分保持し得るものとし、着手前に使用機械器具名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

(土地等の立ち入り)

第12条 甲は、乙に国土調査法に規定する土地立入証を交付するものとする。  
なお、乙は、業務完了後、土地立入証を甲に返却すること。

- 2 乙は、測量を行うにあたり、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に入る場合は、あらかじめその土地の所有者又は管理者に通知しなければならない。ただし、所有者又は管理者にあらかじめ通知することが困難な場合は、これらの者に迷惑を及ぼすことがないよう十分に注意して立ち入るものとする。
- 3 乙は、植物、垣、柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者又は管理者の承認を得て行うものとする。このときに生じる費用、損失は乙が負担するものとする。
- 4 土地の立ち入り、使用に際して紛争が生じた場合は、甲に速やかに報告するものとする。

(標識の設置)

第13条 細部図根点の設置に際しては、次のとおり行うものとする。

- (1) 細部図根点は、金属標とし、金属標には「細部図根点・加東市」の文字を入れること。

- (2) 使用する標識については、事前に使用材料承認願を甲係員に提出し、承認を得ること。
- (3) 標識は、堅固で保存が確実である場所に設置することとし、必要があるときは、標識保護の措置を講ずること。
- (4) 標識の設置に際しては、所有者又は管理者に同意を得た上で設置すること。
- (5) 細部図根測量の観測は、トータルステーション法により行うこと。

(作業分担)

第14条 前各条に掲げる業務は、すべて乙の責任において行うものとする。

ただし、乙は必要に応じて甲と協議のうえ、甲に応援を求めることができる。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(工程管理及び検査)

第16条 本作業における工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程により乙が実施するものとする。

- 2 乙は、甲と協議を行った結果を打ち合わせ記録簿に記録し、その都度提出するものとする。
- 3 乙は、毎月の業務の進捗状況を翌月5日までに報告すること。
- 4 乙は、甲から資料の提出を求められた場合は、期日までに提出しなければならない。

(貸与品)

第17条 甲は、本業務に必要と認められる資料を乙に貸与する。

- 2 乙は、前項に掲げる資料を作業完了後、遅滞なく甲に返却しなければならない。
- 3 第1項に掲げる資料について、受託者は忘失・汚損・破損のないよう取り扱いには万全の注意を払わなければならない。
- 4 第1項に掲げる資料について、受託者が忘失・汚損・破損等をした場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。

(諸事故の処理)

第18条 本業務中事故が発生したときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲に報告するものとする。

- 2 本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、すべて乙の責任により解決するものとする。

(成果品)

第19条 成果品は、地籍調査成果電子納品要領に基づきCD-Rによる電子納品とする。ただし、電子納品をしていても簿冊等にまとめる成果は次のとおりとする。

(1) 地籍測量総括表

(2) 細部図根測量

精度管理表、成果簿、選点図、網図、配置図

(3) 工程管理記録表及び検査成績表

(4) その他

ア 作業実施計画書

イ 使用機械器具検定証明書

ウ 使用材料承認願

エ 実施工程表

オ 打合せ簿

2 精度管理表については、記入者及び点検者の押印をすること。

3 測量成果には基準点、筆界点等のS I M Aデータを含む。

(検査)

第20条 乙は、作業完了後、速やかに前条に定める成果品を提出して、甲の検査を受けるものとする。

(成果品の瑕疵)

第21条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い、必要な処理を乙の負担において行うものとする。

(業務の完了)

第22条 本業務の完了は、第19条に定める成果品を提出し、検査に合格したときをもって完了とする。

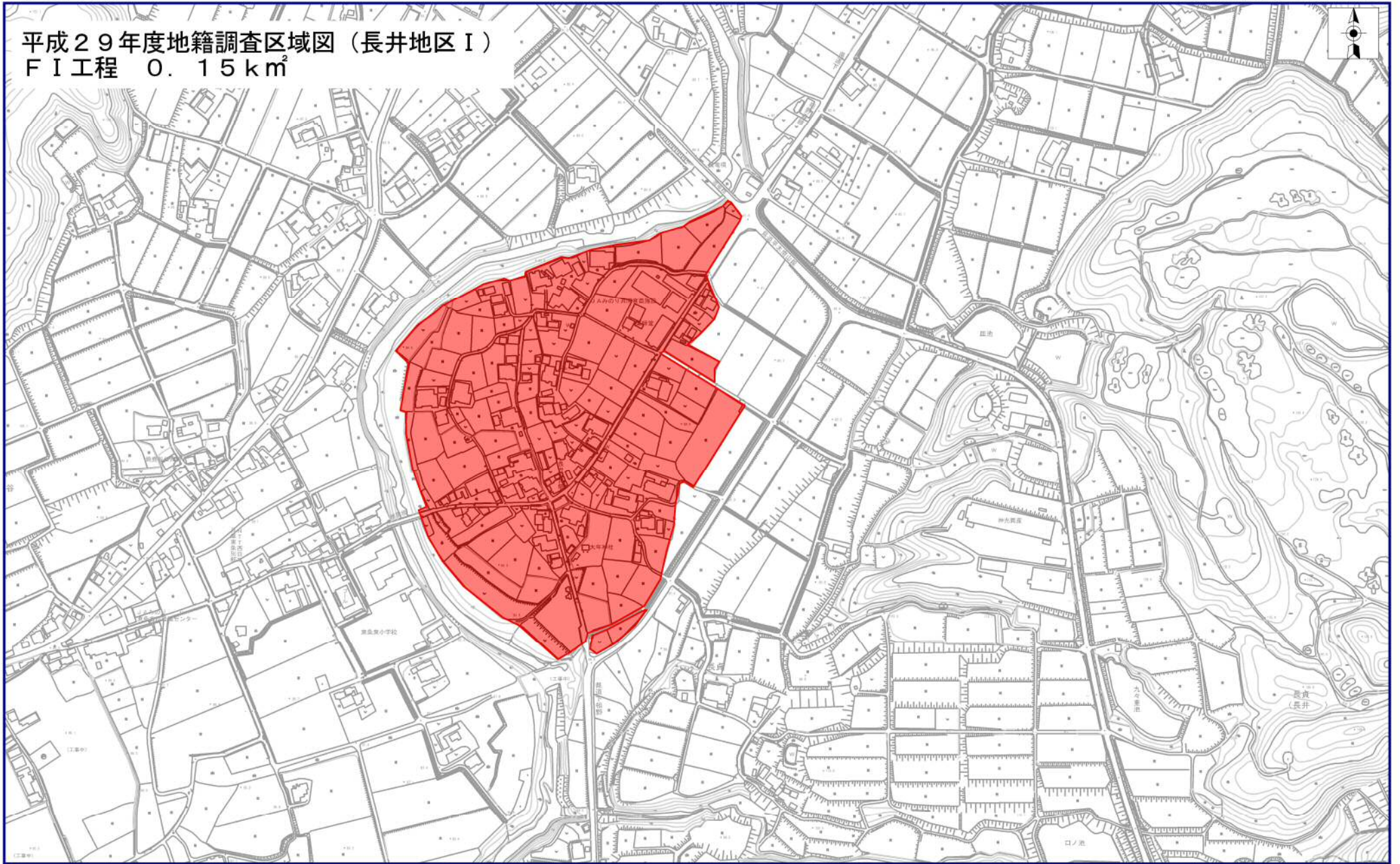
(成果品の帰属)

第23条 本業務において、作成又は使用した成果品等は、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用してはならない。

(質疑)

第24条 乙が本業務の実施にあたり、準拠法令、本仕様書等に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

平成29年度地籍調査区域図（長井地区Ⅰ）  
FI工程 0.15km<sup>2</sup>

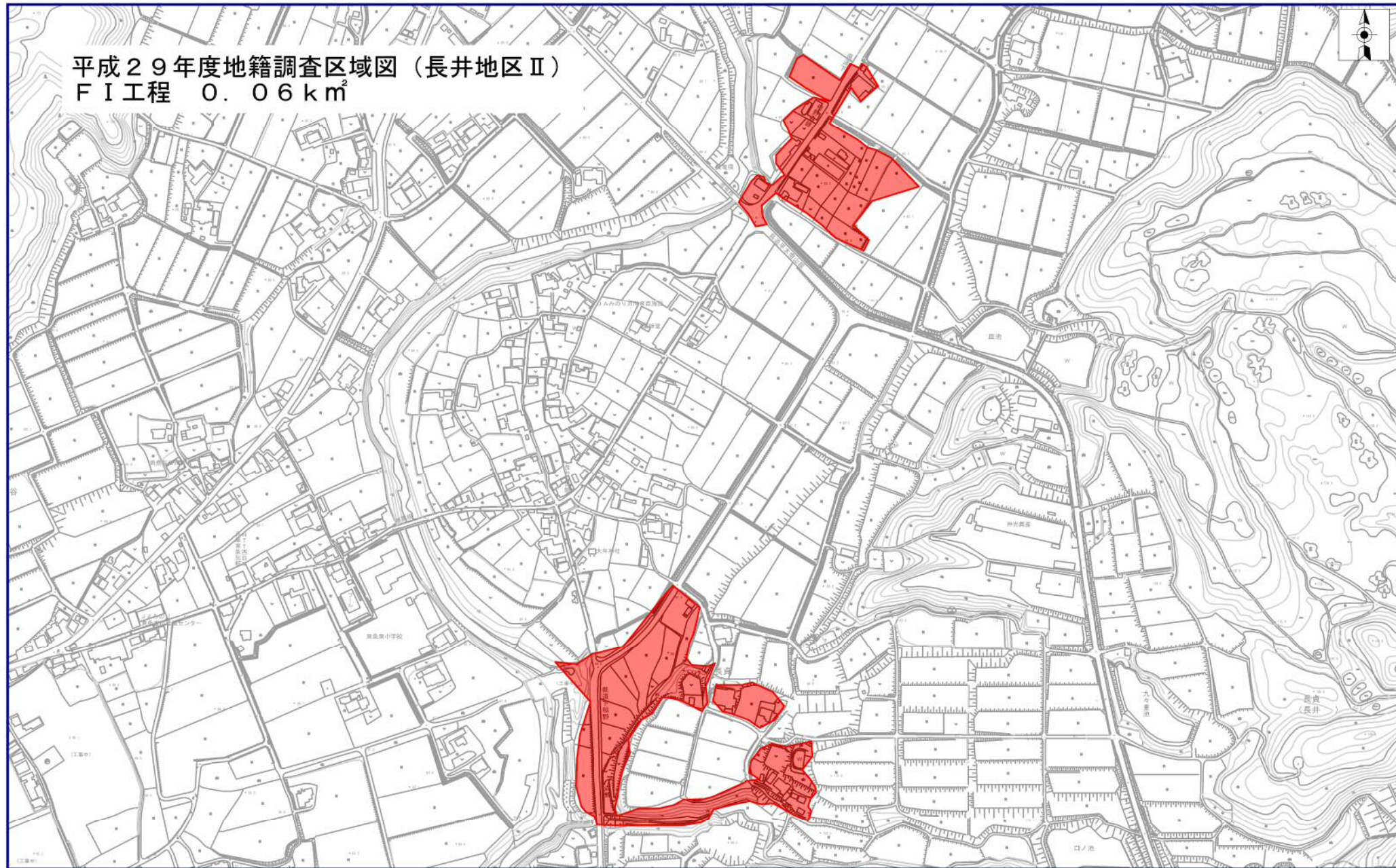


1/6000

100m



平成29年度地籍調査区域図（長井地区Ⅱ）  
FI工程 0.06km<sup>2</sup>



1/6000

